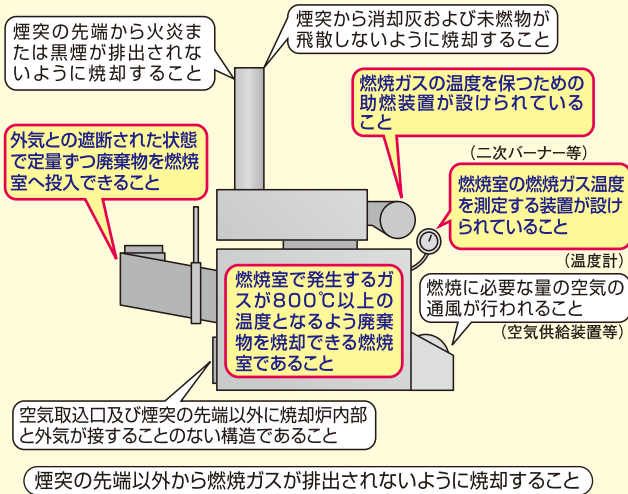


古い卒塔婆の処分に お困りではないですか？



3環多改ダ第186号

焼却炉



図：法施行規則で規定する「焼却設備の構造」に関する基準
(赤枠内は平成14年12月より追加項目)

近年、焼却に関する規制が強化され、基準を満たさない 焼却炉の使用・野焼き等が禁止されることとなりました。

当社ではこの度、東京都多摩環境事務所の指導のもと、法定基準(平成14年12月1日追加法令含)を満たした最新の焼却炉を設置致しました。

つきましては、お取引りさせて頂きました卒塔婆を引取りから処分まですべて無償にて承ります。

回収して他の場所で法外的に燃やすわけではありませんので、お客さまに安心してご利用していただけます。

(注)焼却禁止の例外・施行規則第62条第2項関係・伝統行事及び風俗慣習上の行事のための焼却行為(火祭り・どんど焼き等)

小作木工 株式会社

おざく とうばや
 **0120-039-188**

〒190-0142 東京都あきる野市伊奈1239

TEL.042-596-0197 FAX.042-595-1401